

議案第 29 号

伊賀市地域活動支援事業審査会条例等の一部改正について

伊賀市地域活動支援事業審査会条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 8 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市地域活動支援事業審査会条例等の一部を改正する条例

(伊賀市地域活動支援事業審査会条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市地域活動支援事業審査会条例（平成 19 年伊賀市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「住民自治推進課」を「地域政策課」に改める。

(伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会条例（平成 19 年伊賀市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「廃棄物対策課」を「資源循環推進課」に改める。

(伊賀市一般廃棄物の収集、運搬、処分及び浄化槽清掃業の委託、許可、更新等（取消し及び停止を含む。）に関する審査委員会条例の一部改正)

第 3 条 伊賀市一般廃棄物の収集、運搬、処分及び浄化槽清掃業の委託、許可、更新等（取消し及び停止を含む。）に関する審査委員会条例（平成 19 年伊賀市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「第 13 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に改め、同項第 2 号中「第 14 条第 1 項」を「第 15 条第 1 項」に改め、同項第 3 号中「第 14 条第 2 項」を「第 15 条第 2 項」に改める。

第 7 条中「廃棄物対策課」を「資源循環推進課」に改める。

(伊賀市農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正)

第4条 伊賀市農業振興地域整備促進協議会条例（平成19年伊賀市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第9条中「農林振興課」を「農業振興課」に改める。

（伊賀市農業経営基盤強化促進協議会条例の一部改正）

第5条 伊賀市農業経営基盤強化促進協議会条例（平成19年伊賀市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第10条中「農林振興課」を「農業振興課」に改める。

（伊賀市森林管理協議会条例の一部改正）

第6条 伊賀市森林管理協議会条例（平成19年伊賀市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第8条中「農林振興課未来の山づくり推進室」を「未来の山づくり推進課」に改める。

（伊賀市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正）

第7条 伊賀市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成29年伊賀市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第5条第1項第1号中「廃棄物対策課」を「資源循環推進課」に改める。

（伊賀市名誉市民選考・表彰審査委員会設置条例の一部改正）

第8条 伊賀市名誉市民選考・表彰審査委員会設置条例（平成27年伊賀市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条中「秘書課」を「秘書広報課」に改める。

（伊賀市行政事務事業評価審査委員会条例の一部改正）

第9条 伊賀市行政事務事業評価審査委員会条例（令和3年伊賀市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条中「公共・人づくり推進課」を「行政改革課」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。